

しらす基本構想策定委託業務プロポーザル実施要領

第1 目的

この実施要領は、しらす基本構想策定委託業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

第2 業務概要

- (1) 業 務 名：しらす基本構想策定委託業務
- (2) 業務の目的：別添「しらす基本構想策定委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業 務 内 容：別添「しらす基本構想策定委託業務仕様書」のとおり
- (4) 業 務 期 間：契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで
- (5) 委 託 料：金4,270,000円（限度額・税込）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

第3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

第4 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。
 - (1) 高知県内に本社又は営業所等があること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
 - (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) いの町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している者であること。
 - (6) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (7) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
 - (8) 過去5年以内に同種、類似の実務の実績があること。
- 2 前項第5号の規定は、該当業務において競争入札参加資格の認定を受けている者が極端に少ない場合若しくはいない場合又は競争入札資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には適用しない。

3 前項の規定による場合において、競争入札参加資格を有していない者には、信用確認のため次に掲げる書類を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書の写し

(2) 個人にあつては、代表者身分証明書（成年被後見人等でない旨の証明）の写し

(3) 財務諸表類（法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人の場合は貸借対照表及び損益計算書。直前1事業年分）

(4) 納税証明書（完納証明）の写し

委任する支店等がある場合は、本店と委任された支店等の両方の事業所に係るすべての納税証明（国税、都道府県税、市町村税（市町村税は高知県内に本店又は委任された支店等を有する場合のみ））が必要

<国税> 法人：法人税と消費税及び地方消費税（税務署様式3の3）

個人：申告所得税と消費税及び地方消費税（税務署様式3の2）

<都道府県税> 法人又は個人事業税等

<市町村税> 法人：法人市町村民税、固定資産税、個人市町村県民税（特徴義務者）、軽自動車税

個人：代表者個人に係るすべての市町村民税

個人市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(税)、介護保険料

(5) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(6) その他必要と認める書類

4 前3項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて、別に定めるものとする。

5 参加者は、受託候補者決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

第5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年6月10日（金）
② 実施要領等に関する質疑受付 提出期限	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月16日（木）17時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和4年6月20日（月）9時以降
④ 参加申込書の提出期限	令和4年6月24日（金）17時必着
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和4年6月27日（月）
⑥ 企画提案書等の提出期間	令和4年6月28日（火）から 令和4年7月4日（月）17時必着
⑦ 企画提案書の審査	令和4年7月7日（木）予定
⑧ 審査結果の通知	令和4年7月12日（火）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和4年7月15日（金）予定
⑩ 審査結果等の公表	令和4年7月15日（金）予定

第6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日 令和4年6月10日（金）
- ② 公表方法 いの町公式ホームページ
- ③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布します。
- ④ 質問の受付及び回答
 - 1) 質問方法
実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、書面又は電子メールにより提出してください。
 - 2) 提出期限
令和4年6月16日（木）17時までとします。（ただし、受信確認は、閉庁日を除く9時から17時までとします。）
 - 3) 提出先
いの町本川総合支所 産業建設課 塩田
電話連絡 088-869-2115
E-mail hgw-sangyou@town.ino.lg.jp
〒781-2601 高知県吾川郡いの町長沢123-12
 - 4) 回答方法
令和4年6月20日（月）9時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書 (様式2)
- 2) 参加資格要件確認書 (様式3)
- 3) 業務受託実績書 (様式6)

②提出期限

令和4年6月24日(金) 17時必着

③提出場所

いの町本川総合支所 産業建設課
〒781-2601 高知県吾川郡いの町長沢123-12

④提出方法

郵送又は持参

※郵便による場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤提出部数

提出書類各1部

⑥参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

本プロポーザルの参加者は、別紙「仕様書」に基づき、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- 1) 企画提案書表紙 (様式8)
- 2) 企画提案書
 - ア 当該業務の管理責任者調書 (様式9)
 - イ 当該業務の業務実施体制図 (様式10)
 - ウ 当該業務の実施方針及び手法 (様式11)
 - エ 当該業務の工程表 (任意様式)

3) 見積書及び内訳書 (任意様式)

②提出期間

令和4年6月28日(火) から令和4年7月4日(月) 17時必着 (受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。)

③提出場所

いの町本川総合支所 産業建設課
〒781-2601 高知県吾川郡いの町長沢123-12

④提出方法

郵送又は持参

※郵便による場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかった

ことによる異議を申し立てることはできません。

⑤提出部数

提出部数は、正本1部、副本11部とします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

※本プロポーザルは、企画提案書の提出者が1者であっても実施します。

第7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

①審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「しらさ基本構想策定委託業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容を含む）及び見積金額等を別添「審査要領」に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

審査要領に基づき各審査員が行った採点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。

(4) 最低基準点の設定

各審査員の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

第8 審査結果

審査結果は、令和4年7月12日（火）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書（様式7）を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

第9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

第10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

第11 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとし、ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。したがって、提出する企画提案書等に非公開とする部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式4）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出してください。なお、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開する場合があります。本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

第12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。
この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求するこ

とはできません。

- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（町からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式5）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

第13 問い合わせ先

いの町本川総合支所 産業建設課 担当：塩田
〒781-2601 高知県吾川郡いの町長沢123-12
電話 088-869-2115 F A X 088-869-2938
メールアドレス hgw-sangyou@town.ino.lg.jp